

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

掛川市長 松井三郎

第3条中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同条第4号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表品目の欄に掲げる用具のうちストーマ装具に係る助成にあつては、入院している者及び施設等に入所している者を事業の対象者とする。

別表中

人工喉頭（埋込型用人工鼻）	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	音声機能障害者その他本装置により発声が可能になるもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	—	月額23,100円
	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	音声機能障害児その他本装置により発声が可能になるもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）		

を

人工喉頭（埋込型用人工鼻）	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	音声機能障害者その他本装置により発声が可能になるもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	—	月額23,760円
	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	音声機能障害児その他本装置により発声が可能になるもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）		

に、

人工内耳用電池	人工内耳用ボタン電池又は人工内耳用充電器及び充電電池	障害者	聴覚障害者で、現に人工内耳を装用しているもの	3年 (人工内耳用ボタン電池を除く。)	人工内耳用ボタン電池にあつては月額2,500円、人工内耳用充電器及び充電電池にあつては44,100円
		障害児	聴覚障害児で、現に人工内耳を装用しているもの		

を

人工内耳用電池	人工内耳用ボタン電池	障害者	聴覚障害者で、現に人工内耳を装用しているもの	—	月額2,500円
		障害児	聴覚障害児で、現に人工内耳を装用しているもの		
人工内耳用充電器及び充電電池	人工内耳用充電器及び充電電池	障害者	聴覚障害者で、現に人工内耳を装用しているもの	充電器にあつては3年、充電電池にあつては1年	充電器にあつては28,080円、充電電池にあつては17,280円
		障害児	聴覚障害児で、現に人工内耳を装用しているもの		

に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。